

出 版 契 約 書

(日本文芸家協会制定)

著作権者

(以下乙という)は、その著作した「
」という題名の著作物について、

出版者

(以下甲という)との間に次の事項を約定する。

第一条 甲は本著作物が他人の著作権を侵害しないことを保証する。
第二条 甲は本著作物の原稿を昭和 年 月 日までに完成の上、乙に渡し、乙はその引渡しを受けた後、三ヵ月以内に、この契約に従って発行する。

但し己むを得ない事情のため、この期限を変更する必要が生じた時は、直ちに相手方にその旨を通知しその了解を得なければならない。
第三条 甲は乙が本著作物を、この契約の条項に従い、單行本として出版することを乙に譲す。
乙がこの契約の条項に違反しない限り、甲は乙がこの契約の有効期間中乙以外の者に、本著作物を單行本として出版することを譲さない。

第四条 本書の組版、印刷、製本、宣伝、発売、販売その他の製造及び発行に関する経費は乙の負担とする。
第五条 本書の定価 初版発行部数、組版、製本、体裁は乙が甲の同意を得てこれを定める。

第六条 本書の初版発行部数は

部とする。

発行部数を証するため乙は本書の奥付に甲の検印をうける。

第七条 乙は本書の印税として定価()円の割 分に当る金額に発行部数を乗じた金額 円を左記により甲に支払う。

一、契約成立と同時に

円

二、検印紙と引換に

円

三、発行後一月以内に

円

前項に規定した義務を履行しない時は、乙はこの契約に基く一切の権利を失う。

第八条 重版の場合には乙はあらかじめ甲と協議しなければならない。但し、两者別段の意思表示がなければ本契約に準ずるものとする。

第九条 乙は重版に際し、甲の適正妥当なる要求を容れなければならない。但し、兩者別段の意思表示がなければ本契約に準ずるものとする。

第十条 乙は甲に対し初版発行の時 部(重版の時は 部)を寄贈する。

第十一條 初版発行の際の乙の甲に対する寄贈本及び宣伝等のための寄贈本 部については甲はその印税を免除する。

第十二条 第一条 甲が乙の寄贈本以外に自用または寄贈のため必要とする部数については乙は定価の 割引で提供する。

第十三条 第二条 乙は本書を出版する権利を甲の同意を得ないで他に譲渡又は買入することは出来ない。

第十四条 第三条 本契約期間中甲が本書と同一内容又は著しく類似の著作物を自ら発行し又は他人に発行せしめる時は乙の同意を得なければならない。

第十五条 第四条 本契約期間中甲が本著作物を全集その他の編集物に利用し、または本著作物の一部を分離して発行するときは乙と協議する。

第十六条 第五条 甲は乙が本書の複製を完了するまで正當なる範囲内において初版重版の場合を通じ本書の訂正又は増補をなすことが出来る。

乙は本書の紙型を、甲の同意を得ないで、他に譲渡又は買入その他の処分をすることは出来ない。

第十七条 第六条 乙が本書を继续して出版しないときは、甲は三ヵ月以上の期間を定めてその履行を催告し、乙がこの期間内に履行しないときは、乙は第三条第二項の利益を失う。

甲が本書を继续して出版することを希望しない事態が生じたときは、乙と協議して絶版することが出来る。

この契約に基づく乙の権利は、本書を單行本として複製し発行する範囲にとどまるものとする。従って乙は本著作物の使用及び利

用に際し、前段に規定する権利のほか何等の権利を有しない。

第十八条 第七条 甲は乙が、破産法、和議法、会社更生法の適用をうけた場合、又はこれと同様の状態に立ち到った場合、甲は本契約を解除することが出来

る。但し本契約において甲がうけるべき権利の請求権を失うこととはない。

第十九条 第八条 乙は甲の同意を得ないで本書を特価本(そつひきほん)として市販してはならない。

第二十条 第九条 乙は本書の本扉もしくは本序裏、または奥付にニネスコ万国著作権条約第三条に定められた事項即ち、①、甲の氏名、本書の第一発行年を一体として表示しなければならない。

乙は本書の題号、内容を変更してはならない。

第二十一条 第十条 但し、甲が許諾を与ればこの限りではない。

乙は本書の宣伝において甲の名前を毀損してはならない。

第二十二条 第十一条 乙は本書の印刷終了次第、本書の原稿を甲に返還する。但し、甲の承諾あれば返還を要しない。

第二十三条 第十二条 この契約の期間は契約の日より三年とする。

第二十四条 第十三条 本契約に規定する以外のこととは著作権法(但し、第三章出版権を除く)の規定に従うものとする。

✓ 本証書二通をつくり各署名捺印して各自老通を保有する。

昭和 年 月 日

右

甲

乙